第8章

カナダ

数量制限

丸太の輸出規制

<措置の概要>

ブリティッシュ・コロンビア (BC) 州では、国内産業の保護等を目的に針葉樹丸太の輸出を規制し、一部を禁止している。州内森林から産出される木材は、州有林については同州の法律により、私有林については連邦法により、州内での利用又は加工が義務づけられている。丸太の輸出は、州内で活用されない余剰材と認められた場合に限り行われる。州有林については、木材輸出諮問委員会(TEAC)の審査を経て、副総督又は州森林・土地・天然資源大臣が余剰材かどうかを決定している。

一方、私有林については、連邦木材輸出諮問委 員会(FTEAC)の審査を経て、国際貿易大臣が余剰材 かどうかを決定している。なお、州有林から産出 される木材のうち、ベイヒバ、ベイスギのすべて 及びベイマツ、ベイツガ、ベイトウヒの高品質の 丸太については輸出が禁止されている(先住民居留 地等一部の地域を除く)。また、州有林から産出さ れる丸太の輸出には樹種や等級に応じた「州内加工 代替税」(輸出税に相当)が課せられている。2019 年 7 月からは、州内加工代替税の算定方法が改正さ れ、州有林沿岸部から産出されるベイマツ、ベイス ギ、ベイヒバの丸太に対しては国内価格の 15%、そ の他針葉樹の丸太に対しては国内価格に応じた 10% ~50%、広葉樹丸太等に対しては 1 カナダドル/m³ が課せられることとなった。2019 年 12 月 15 日以 降は、その他針葉樹丸太に対する税率の上限が、国 内価格の 35%に引き下げられた。2020 年 9 月には、 改正された加工木材製品規則(MFPR)が施行され、沿岸部から輸出されるベイスギ及びベイヒバの製材に対して、最終製品までの加工を義務付ける(ただし、3,000 マイル以上離れた場所への輸出等は適用除外)とともに、粗く加工されたベイスギ及びベイヒバの製材については、新たに州内加工代替税が課されることとなった。また、ベイスギ及びベイヒバ以外の樹種については、州外輸出可能な製材の断面積上限を 0.2m² から 0.1m² に引き下げた。

<国際ルール上の問題点>

国内産業の保護のために輸出の禁止又は制限を行っていることから、GATT 第 11 条第 1 項に違反している可能性が極めて高い。当措置は地方政府の措置であるが、カナダ政府は GATT 第 24 条第 12 項に基づいて、協定の遵守を確保するための妥当な措置を検討すべきである。

なお、当該措置については、我が国はカナダ政府に対し、マルチ、バイなどの場を通じて、是正を働きかけているところ。

<最近の動き>

CPTPP 協定において、日加両政府は林産物貿易に関する公文(サイドレター)を交換した。この中で、カナダ政府は、カナダ関係法令に定める手続きに従った対日丸太輸出申請を受けた場合には許可証を発給することが規定されている(TPP 協定の日本及びカナダについての効力発生の日(2018年12月30日)に発効)。

2019 年 11 月から2020 年 6 月にかけて、カナダ最大の丸太輸出業者が、経営戦略の観点から、自社有林での伐採を停止した。以後、我が

国のカナダからの丸太輸入量が大幅に減少し、2020 年 5 月と 9 月には、カナダからの丸太輸入量がゼロになった。このことについては、2020 年 7 月 16 日付の日本経済新聞に関連記事が掲載されるとともに、同年 9 月 25 日付け同紙に社説が掲載された。

このような動きを受けて、我が国は、カナダ政府に対して、2020 年 12 月 3 日に開催された日加次官級経済協議などにおいて、措置の適切な履行を求めている。

関 税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

2019 年時点の非農産品の単純平均譲許税率は5.1%と、日本・米国・EU といった主要先進国の水準より若干高い水準にあり、履物(最高 20%)、鞄類(最高 18%) 衣類(最高 18%)、パラシュート(最高 15.7%)、鉄道関連製品(最高 11.3%)、刃物製品(最高 11.3%)等の高い譲許税率が存在する。非譲許品目としては、造船及びタンカー(最高実行税率 25%)などがある。なお、2019年時点の非農産品の譲許率は、99.7%となっている。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012 年 5 月から ITA 拡大交渉が開始され、2015 年 12 月に妥結した。対象品目 201 品目の関税撤廃は 2016 年 7 月から順次開始され、2024 年 1 月には、全 201 品目の関税が 55 メンバーについて完全に撤

廃されることになる(詳細は、第Ⅱ部第 5 章 2. (2) ITA(情報技術協定)拡大交渉を参照)。カナダについては、2016 年 7 月から関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、ポリッシングパッド(12%)、スタティックコンバーター(11.3%)、スタティックコンバーターの部分品(9.7%)等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2019 年 7 月までに完全に撤廃された。

新型コロナウイルスの影響では、2020 年 3 月 16 日に、緊急物資免税令第 2 条に基づき、新型コロナウイルス感染症対応を支援する目的で、同日より必要である限り、公衆衛生機関、病院、並びに第一次対応機関(警察、消防、及び医療対応チームを含む地方の民間防衛グループ)等又はその代理人によって、輸入される緊急物資(疫病・災害等に対応するための物資をいう。)の輸入関税等を一時的に撤廃する措置を行った。加えて、同年 4 月 6 日より、高齢者向け住宅、老人ホーム、シェルターなどの公的又は民間の介護用住宅施設又はその代理人によって輸入される緊急物資の輸入関税等も一時的に撤廃する措置を行った。

また、2020 年 5 月 5 日に、特定物資免税令第 1 条に基づき、新型コロナウイルス感染症対応を支援する目的で、当該感染症に対応するために重要であると世界保健機関(WHO)及び世界税関機構(WCO)が共同で特定した医療用品及び個人用防護具(PPE)のリスト、並びにカナダ国境サービス庁による関連分類ガイダンスに基づき、医療用品(PPE、診断検査キット、顔と目の保護具、手袋、防護服、消毒・殺菌用品、医療機器、体温計、ワイプ、医療用消耗品、その他の製品(石鹸など))の輸入関税を一時的に撤廃する措置を行った。

セーフガード

鉄鋼セーフガード

<措置の概要>

カナダ財務省は 2018 年 10 月 11 日に鉄鋼製品の輸入に対するセーフガード調査を開始し、同年 10 月25 日、鉄鋼製品 7 品目(厚板、鉄筋棒鋼、エネルギ鋼管、熱延鋼板、カラー鋼板、ステンレス鋼

線、線材) に対し、各品目が過去 3 年(2015 年-2017年)の平均輸入実績を上回った場合に、25%の 追加関税を賦課する暫定措置を発動した。2019 年 5 月、カナダ政府は、厚板とステンレス鋼線の 2 品目 について、輸入量の絶対的又は相対的増加及び国内産 業への重大な損害を与える恐れが認められたとして、 セーフガード措置の導入を決定し、2019 年 5 月 13 日から 2021 年 10 月 24 日まで、関税割当 (無税枠) 超過分につき追加関税を課すセーフガード措置を導入 した。3 段階に分けた漸減税率を採用しており、厚板 は 20% (2019 年 5 月 13 日~2020 年 5 月 12 日)→15%(2020 年 5 月 13 日~2021 年 5 月 12 日)→10%(2021 年 5 月 13 日~10 月 24 日)、ステ ンレス鋼線は 25% (2019 年 5 月 13 日~2020 年 5 月 12 日)→15%(2020 年 5 月 13 日~2021 年 5 月 12 日)→5%(2021 年 5 月 13 日~10 月 24 日)となって いる。

<国際ルール上の問題点>

措置の背景として世界的な鉄鋼の過剰生産能力問題及び他国の輸入制限措置、米国の 232 条措置に言及しており、「事情の予見されなかった発展」(関税譲許交渉時に予想できなかった事情であって、技術革新や消費者嗜好の変化等、国内産品と輸入製品との競争関係に変化をもたらすもの、と一般に解釈される)が SG の発動要件とされていること(GATT 第 19 条第 1項(a))との整合性に懸念がある。

<最近の動き>

調査開始後、我が国は政府意見書やセーフガード委員会等で懸念を表明した。今後、対象産品のアジア等への流入や、カナダへの駆け込み輸入による関税割当早期消化のリスクを注視し、カナダ政府に対して必要に応じた働きかけを行う。